20211116【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その78:警戒レベル下におけるフェイスシールドの着用(11月15日大統領府発出))

【ポイント】

11月15日、フィリピン大統領府は、警戒レベル下におけるフェイスシールドの着用にかかる大統領府官房長官覚書(Memorandum)を発出しました。

【本文】

11月15日、フィリピン大統領府は、警戒レベル下におけるフェイスシールド着用にかか る大統領府官房長官覚書(Memorandum)を発出しました。同覚書において、レベル5発 出地域では着用は義務、レベル4発出地域では LGU や施設の裁量で着用の義務化は可能、 レベル3以下が発出されている地域では着用は個々人の自由裁量としています。ただし、 LGUによる個別の措置がありますので、ご留意ください。

【関連情報】

警戒レベル下におけるフェイスシールドの着用にかかる大統領府官房長官覚書 (Memorandum)

https://mirror.pcoo.gov.ph/wp-content/uploads/2021/11/20211115-MEMO-FROM-ES-RRD.pdf

(問い合わせ窓口)

在セブ日本国総領事館

住所: 7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話:(市外局番 032) 231-7321

FAX:(市外局番 032)231-6843

ホームページ:https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop ja/index.html